資料１　西条市環境基本条例

平成 18 年 12 月 28 日
条例第 30 号

(目的)

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境の保全及び創造　環境を快適かつ安全な水準に維持し、恵み豊かな環境の恩恵を受けられるよう、より良い環境をつくり出すことをいう。

(2)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3)　地球環境の保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第３条　環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

２　環境の保全及び創造は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、市、事業者及び市民がそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

３　地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題としてとらえ、それぞれの施策、事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第４条　市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の責務)

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第６条　市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第７条　旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(施策の策定等に係る基本方針)

第８条　環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1)　人の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保つこと。

(2)　生態系の多様性を確保するため、森林、緑地、水辺等において多様な生物種や自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3)　人と自然との豊かなふれあいを保つため、身近な緑、水辺等に恵まれた生活環境の確保及び地域の特性が生かされた良好な景観の形成を図ること。

(4)　地球環境の保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第９条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2)　前号に掲げ るもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者、市民及びこれらの者が組織する団体(以下「民間団体」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、西条市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第 10 条　市長は、毎年度、環境の状況、環境への負荷の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制等の措置)

第 11 条　市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制等の措置を講じなければならない。

(経済的措置)

第 12 条　市は、事業者、市民又は民間団体が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のために行動することを支援するため、必要かつ適正な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した施設の整備等)

第 13 条　市は、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2　市は、地域の特性を生かした公園、緑地その他の公共的施設の整備及び自然と調和した魅力ある景観の整備並びにこれらの健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全)

第 14 条　市は、良好な水環境を保全するため、西条市河川の清流を守る条例(平成 16 年西条市条例第 152 号)及び西條市地下水の保全に関する条例(平成 16 年西條市条例第２号)に定めるもののほか、必要な措置を講ずるもの とする。

(資源等の循環的な利用等の促進)

第 15 条　市は、環境への負荷の低減を図るため、市の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、環境への負荷の低減に資する製品の利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習の促進等)

第 16 条　市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の促進、広報活動の充実等、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 17 条　市は、環境の保全及び創造に関する施策に、事業者、市民及び民間団体の意見を適切に反映するため、必要な措置を講ずるとともに、その施策の推進に当たっては、事業者、市民及び民間団体の参加の機会を設けるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 18 条　市は、事業者、市民及び民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条　市は、環境に関する教育及び学習の促進並びに事業者、市民及び民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第 20 条　市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測に関する調査その他の調査を行うとともに、環境の保全及び創造に関する施策を実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(事業者との協定)

第 21 条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めるときは、事業者との間で環境の保全に関する協定を締結することができる。

(地球環境の保全に関する施策)

第 22 条　市は、市、事業者、市民及び民間団体が、それぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動することを促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条　市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第 24 条　環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、西条市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　審議会は、第 9 条第 3 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について調査し、及び審議する。

3　審議会は、委員 10 人以内で組織する。

4　委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員は、再任されることができる。

7　前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(西条市環境審議会条例の廃止)

2　西条市環境審議会条例(平成 16 年西条市条例第 151 号)は、廃止する。

資料２　計画策定の経緯

年月日		会議等	検討内容等
平成27年度	10月	市民アンケート調査	●2,000人（回収率：35%）
		市民団体ヒアリング調査	●9団体
	10月28日	第1回策定委員会	●環境基本計画の改定について
	12月	事業者アンケート調査	●200事業者（回収率：38%）
		中学生アンケート調査	●983人（回収率：95%）
	12月14日	第2回策定委員会	●計画の基本的事項について ●環境の現状と課題について ●市民団体ヒアリング調査結果について
	1月	市民団体ヒアリング調査	●1団体
	1月19日	第1回市民参加型ワークショップ	●環境に関して日頃思っていることについて
	2月24日	第3回策定委員会	●環境の現状と課題について ●現行計画の評価結果について ●第1回ワークショップの開催結果について
平成28年度	4月19日	第2回市民参加型ワークショップ	●地域の環境課題について
	5月24日	第3回市民参加型ワークショップ	●地域の環境課題の解決策について
	6月14日	第4回策定委員会	●環境保全施策について ●市民・事業者・中学生アンケート調査結果について ●第2・3回ワークショップの開催結果について
	7月　5日	第4回市民参加型ワークショップ	●将来の環境像及び基本目標について
	7月28日	第5回策定委員会	●環境保全施策及び重点施策について ●将来の環境像及び基本目標について ●第4回ワークショップの開催結果について
	10月18日	第6回策定委員会	●環境基本計画（案）について
	10月19日	環境審議会	●環境基本計画（案）について
	12月12日 ～ 1月10日	パブリックコメント	●意見数：4件

資料３　用語解説

あ行

■アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。安価な建設資材等として広く使用されてきたが、その繊維が極めて細いため、大気中に飛散しやすく、人間が吸入すると、肺癌や中皮腫等の原因になると指摘されている。現在は、一部の適用除外を除き、一切の製造・輸入・使用・譲渡・提供が禁止されている。

■硫黄酸化物

二酸化硫黄（SO_2）と三酸化硫黄（SO_3）など、硫黄と酸素の化合物の総称

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類される。

■エコアクション 21

中小事業者でも容易に取り組めるよう、環境省が定めた環境経営システム・取組・報告に関するガイドラインに基づく制度。このガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、その取組状況等を公表している事業者を、認証し登録する「認証・登録制度」を設けている。

■エコマーク商品

公益財団法人日本環境協会によって平成元年から運営されている環境ラベルの制度により認定された商品。生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品には、指定の環境ラベルを付けることができる。

■オーバーユース

自然公園等の過剰な利用の状況。観光客や登山客が多く訪れる場所では、しばしば踏圧による登山道の裸地化や廃棄物の増大等により、自然環境を損なうような状況が生じている。

■オゾン層

地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在するオゾンの層。太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護するとともに、成層圏の大気を暖める効果によって、地球の気候の形成に大きく関わっている。

か行

■外来生物

国外、国内を問わず、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物。その中でも、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのあるものを、特に侵略的外来種と呼ぶ。

■化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算した値。海域や湖沼の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この値が大きいほど汚濁の程度が高いことになる。

■合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水） を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

■家庭用エネルギー監視システム（HEMS）

HEMS は、Home Energy Management System の略称。家電機器や電気設備とつないで、電気やガス等の使用量をモニター画面で見える化したり、家電機器を自動制御し、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム

■環境影響評価

事業者が大規模な開発事業や公共事業等を実施する事前の段階で、環境への影響を調査・予測・評価し、自治体や住民の意見を参考にしながら、事業そのものを環境保全上より望ましいものにしていく仕組み

■環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格するとともに、その知識や経験を基に市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことができる人材

■環境基準

環境基本法に基づいて定められた人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件の基準

■環境保全型農業

農薬や化学肥料等の使用量の低減や、有機物を積極的に活用した土づくり等の実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業

■環境マイスター

地域や学校、事業者等が実施する環境学習会など、自主的な環境保全活動を支援するため、県が設けている登録制度によって登録された人材。県内に在住する環境活動リーダーや研究者から、公募によって登録している。そのうえで、登録された環境マイスターを、環境保全に関する学習会等へ講師等として派遣し、費用の一部を県が負担する環境マイスター派遣制度を設けている。

■環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み

■間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施

■規制基準

環境基本法に基づいて定められた環境基準を目標に、行政が行う個別の施策の中で、具体的に公害等の発生源を規制する基準

■揮発性有機化合物（VOC）

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。塗料、インキ、溶剤（シンナー等）に含まれるほか、ガソリン等の成分にもなっている。

■グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然や文化、農林漁業とのふれあいや人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、品質や価格だけでなく、できる限り環境への負荷が小さいものを優先的に購入すること

■光化学オキシダント（O_X）

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物等が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化作用を持ち、高濃度では目の痛みや吐き気、頭痛等を引き起こす。

■光化学スモッグ

光化学反応で生成した酸化性物質（光化学オキシダント）の濃度が上昇して、大気中に漂い、モヤのようなスモッグ状態になる現象

■交通需要マネジメント（TDM）

道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、交通混雑の緩和を図る方法。複数の交通機関との連携によるマルチモーダル施策とあわせて複合的に実施することにより、都市の交通を円滑にする。

■こどもエコクラブ

幼児（3 歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。

■こどもホタレンジャー

子どもがホタル等の水辺にすむ生物や、地域の環境や文化等とのふれあいを通じて、自分たちと水辺のつながりを学びながら、その水を守るための自らが考えて行動する水環境保全活動

さ行

■再生可能エネルギー

有限で枯渇性の石油、石炭、天然ガス等の化石エネルギーと対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象を利用して得られるエネルギー。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することをいう。

■酸性雨

工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等が溶け込み、通常よりも強い酸性を示す雨。一般的に pH5.6 以下の雨をいう。

■次世代自動車

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない又は全く排出しない、燃費性能が優れている等の環境にやさしい自動車。ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車等をいう。

■自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会

■循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用等の取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会

■省エネルギー診断

事業所や家庭について、電力だけでなく、燃料や熱など、エネルギー全般について幅広く診断し、状況に応じた省エネの取組について、提案やアドバイスを行う取組

■硝酸態窒素

硝酸塩として含まれている窒素。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となる。

■水源かん養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

■生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。河川の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この値が大きいほど汚濁の程度が高いことになる。

■生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物等の地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの生態系の多様性を包括する概念

た行

■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程等で自然に生成してしまう物質。通常の日常生活における曝露レベルでは健康影響は生じないが、強い毒性を持ち、がんや生殖機能、甲状腺機能等への悪影響等が懸念されている。

■大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数。河川のし尿汚染の度合いを示す代表的な指標で、この値が大きいほど汚濁の程度が高いことになる。

■ダンボールコンポスト

家庭から排出される生ごみを発酵促進剤とともに段ボール箱に入れ、その中で堆肥化等を行う生ごみ処理容器

■地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球全体の平均気温が上昇する現象。異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

■蓄電池

電気エネルギーを化学エネルギーに変換して貯蔵し、必要に応じて電気を取り出すことができる装置。充電によって繰り返し使用することができる。

■地産地消

地域で生産された様々な生産物や資源（主に農林水産物）をその地域で消費すること。地域経済の活性化、食料自給率の向上につながるほか、輸送にかかるエネルギーを抑えられるため、地球温暖化対策としても高い効果が期待できる。

■窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO_2）など、窒素と酸素の化合物の総称

■直交集成板（CLT）

CLT は、Cross Laminated Timber の略称。ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。欧米では、中・大規模マンションや商業施設の壁や床に用いられ、急速に普及している。日本では、平成 26 年 1 月施行の JAS 規格として制定され、普及が進められている。

■低騒音舗装

アスファルト表面に細かい空隙を設けることにより、タイヤと路面の摩擦音を吸収したり、エンジン音の路面反射を低減させる舗装

■低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会

■適応策

地球温暖化による気候の変動やそれに伴う気温や海水面の上昇等に対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようとする対策。渇水対策や治水対策、熱中症予防、感染症対策、農作物の高温障害対策等があげられる。

■デマンドコントロール装置

最大需用電力（デマンド）を常時監視し、契約電力を超えないように警告や自動制御を行う装置

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

■トップランナー機器

家電機器等において、商品化されている製品のうち最もエネルギー消費効率が優れている製品

な行

■二酸化硫黄（SO_2）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する気体。呼吸器に悪影響を与え、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■二酸化炭素（CO_2）

石油や石炭など、炭素分を含んだ燃料の燃焼や、生物の呼吸により発生する気体。温室効果を持ち、地球温暖化の最大の原因物質となっている。

■二酸化窒素（NO_2）

石油や石炭など、窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する気体。高温燃焼の過程で、まず一酸化窒素が生成され、それが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■日平均値の年間 98%値

1 年間に測定された全ての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低いほうから数えて 98%目に該当する日平均値

■日平均値の年間 2%除外値

1 年間に測定された全ての日平均を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順に並べたとき、高いほうから数えて 2%分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値

■ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

ZEH（ゼッチ）は、Net Zero Energy House の略称。住宅の高断熱化と高効率設備により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとなる住宅

■ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）

ZEB（ゼブ）は、Net Zero Energy Building の略称。建築物の高断熱化と高効率設備により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとなる建築物

■燃料電池

水素等の燃料と酸化剤の化学反応によって電気エネルギーを取り出す装置。家庭用燃料電池の場合、ガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と反応させる。この化学反応で排出されるのは水だけで、二酸化炭素等の温室効果ガスは排出されないため、クリーンエネルギーの一つとされる。

は行

■バイオディーゼル燃料（BDF）

BDF は、Biodiesel Fuel の略称。大豆、ナタネやパーム等の植物油や使用済み天ぷら油等を原料として、その植物性油脂等をメチルエステル化して得られる液体燃料。軽油の代替燃料として利用が可能。

■バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）。太陽のエネルギーを使って生物が生み出すものであり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギーや原料として活用することは、地球温暖化防止や循環型社会構築に大きく貢献するとともに、産業創出や地域活性化等につながることが期待できる。

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を組み合わせ、それぞれの利点を活かして駆動することにより、低燃費と低排出を実現する自動車

■ヒートポンプ

気体に圧力がかかると温度が上がり、圧力を緩めると温度が下がるという原理を利用し、大気中、地中等と熱をやり取りする装置

■微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の直径が 2.5μm（1μm は 1mm の 1,000 分の 1）以下の非常に小さな粒子。浮遊粒子状物質よりも更に小さい粒子であるため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加えて、循環器系への影響も懸念されている。

■ビル用エネルギー監視システム（BEMS）

BEMS は、Building Energy Management System の略称。ビル等の建物内に設置された設備・機器の運転データやエネルギー使用量データを蓄積・解析し、効率よく制御することでエネルギー使用量の最適化及び低減を図る管理システム

■フードマイレージ

食料の輸送距離。生産地から食卓までの距離が短い食料を食べることで、輸送に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が少なくなり、環境負荷の低減につながる。

■浮遊物質量（SS）

水中に浮遊している物質の量。水の濁りの度合いを示す代表的な指標で、この値が大きいほど汚濁の程度が高いことになる。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、直径が 10μm（1μm は 1mm の 1,000 分の 1）以下の小さな粒子。工場の事業活動や自動車の走行等に伴って発生し、大気中に長時間滞留し、肺や気管支に沈着して呼吸器系に影響を及ぼす。

■プラグインハイブリッド自動車（PHV）

エンジンとモーターを組み合わせた動力により駆動するハイブリッド車に、家庭用電源等の電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車としての走行割合を増加させる自動車

■フロン類

炭素と水素の他、ハロゲンを多く含む化合物の総称。化学的に極めて安定した性質で扱いやすいことから、エアコンや冷蔵庫等の冷媒をはじめ、様々な用途に活用されてきた。しかし、オゾン層の破壊及び地球温暖化への影響が明らかになり、フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化が進められている。

ま行

■水循環

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること

■猛禽類

鋭い爪とくちばしを持ち、他の動物を捕食する習性のある鳥類の総称

や行

■要請限度

騒音規制法又は振動規制法に基づき、指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動について、当該地域の自治体の首長が測定結果を踏まえて道路管理者等に意見を述べ、都道府県公安委員会に対策を講じるよう要請する際の判断基準となる値

■溶存酸素（DO）

水中に溶け込んでいる酸素の量。水の自浄作用や水生生物の生存に不可欠なものであり、この値が小さいほど汚濁の程度が高いことになる。

ら行

■リサイクル（Recycle）

再生利用。製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること

■リターナブル容器

ビールびんや牛乳びんのように、中身を消費した後の容器を回収し、洗浄して再び使用することができる容器

■リデュース（Reduce）

発生抑制。環境負荷や廃棄物の発生を抑制するため、無駄・非効率的・必要以上な消費・生産を抑制あるいは行わないこと

■リユース（Reuse）

再使用。一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部品をそのまま再利用すること

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の分布や生息・生育状況等の情報をとりまとめた本

アルファベット

■dB

騒音レベルや振動レベルの単位。デシは 10 分の 1 を意味する接頭語であり、dB（デシベル）は B（ベル）の 10 分の 1 ということになる。

■ESCO 事業

ESCO（エスコ）は、Energy Service Company の略称。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の利益と地球環境の保全に貢献するビジネス。省エネルギー効果の保証等により顧客の省エネルギー効果の一部を報酬として受け取る。

■ESD

ESD（イーエスディー）は、Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略称。一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育

■ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行している環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格。企業、各種団体等の組織の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、そのシステムを継続的に改善していく PDCA サイクルを構築することを要求している。

■J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営等の取組による温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度。国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VER）制度が発展的に統合した制度で、国により運営されている。

■ppm

ppm（ピーピーエム）は、parts per million の略で、百万分率を示す単位。大気汚染物質の濃度表示等に用いられる。1m^{3}の大気中に 1cm^{3}の気体が混じっている場合、濃度は 1ppm となる。

■PRTR 制度

PRTR（ピーアールティーアール）は、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出）の略称。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握して国に届出を行い、国が届出データや推計に基づき、排出量や移動量を集計・公表する制度

第２期西条市環境基本計画

平成 29 年 3 月

■発　行／西条市
■編　集／生活環境部　環境衛生課
〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地
TEL：0897-52-1382　FAX：0897-52-1386
mail：kankyoeisei@saijo-city.jp
URL：http://www.city.saijo.ehime.jp

R100
古紙パルプ配合率100％再生紙を使用